

6年ぶりに保守連合が政権を奪回

～オーストラリアの選挙制度について～

シドニー事務所

2013年9月7日（土）、オーストラリア連邦下院議員選挙と上院の半数改選が行されました。今回の選挙では保守連合（自由党と国民党）が約6年ぶりに労働党から政権を奪回し、保守連合リーダーの自由党党首アボット氏が第28代首相に就任しました。

今年4月にシドニーに赴任して以来、初めての選挙を体験すると（静観しただけですが）、日本のそれとは様々な相違点を見つけることができました。オーストラリア選挙制度の概要と選挙の模様を報告します。



図1 投票会場の様子

1 オーストラリア連邦議会議員選挙の概要と特徴

（1）議会

上院と下院からなる二院制を導入しており、下院の総選挙と上院の半数改選が同日に行なわれることが慣例化しています。下院は、首相の助言のもとに連邦総督¹がいつでも解散させることができますが、上院を解散させる場合は、両院を解散させる必要があります。

	上院	下院
任期	6年 ² （3年ごとに半数改選）	総選挙ごと（選挙後の最初の議会から起算して3年以内に行う）
議席定数	76 ³	150 ⁴
選挙制度 (投票方法)	比例代表制 (単記移譲式投票制)	小選挙区制 (優先順位付連記投票制)

（2）選挙権と選挙人名簿

18歳以上⁵のオーストラリア国民及び1984年1月25日時点でオーストラリアに永住し選挙人名簿に登録していた英國国民に選挙権が与えられます⁶（被選挙権は、18歳以上のオーストラリア国民のみ⁷）。

¹ オーストラリアは、英國国王を国家元首とする立憲君主制をとっています、国王の代理として連邦総督がおかれており、憲政上の慣習として首相や内閣（連邦憲法上は存在しない）を置き、首相の助言に基づき連邦総督はその権限を行使している。

² 首都特別地域及び北部準州選出の上院議員は、下院選挙ごとに改選
Commonwealth Electoral Act 1918 第 42 条

³ 法律（Representation Act 1983）によって各州から 12 名ずつ選出することが規定されている。

※首都特別地域及び北部準州からは各 2 名。Commonwealth Electoral Act 1918 第 40 条

⁴ 連邦憲法において、下院の定数は上院の約 2 倍程度と規定されており、最低でも各州から 5 名は選出しなければならない。また、法律（Representation Act 1983）によって、下院の定数を定める方法が規定されているものの、定数自体は規定されていない。

なお、一票の比重がほぼ等しくなるように選挙区割り（概ね有権者 9 万人当たり 1 選挙区）がなされるが、オーストラリアの内陸部は人口密度が低いため、NSW 州の場合、面積では最大 8,554 倍の差がある。（最大 Parkes:256,643 km²、最少 Wentworth:30 km²）

⁵ 投票日に 18 歳になっていることが必要。（連邦選挙法第 93 条）

⁶ 連邦選挙法（Commonwealth Electoral Act 1918）第 93 条

⁷ 連邦選挙法第 163 条

オーストラリアでは、住民票の制度がないこともあって、選挙権を得るために自ら選挙人名簿への登録をしなければなりません。選挙人名簿への登録は、連邦選管事務所や郵便局などでできるほか、ウェブサイトからも可能となっています。また、16歳になると事前に選挙人名簿に登録することも可能です（もちろん、18歳になるまでは選挙権はなし）。この選挙人名簿への登録は、連邦議会選挙、州議会選挙、市議会選挙の3つを兼ねたものとなっています。



図2 NSW州の下院選挙区
(出典 : Australia Electoral Commission)



図3 郵便投票の呼びかけ
(出典 : Election leaflet published by the Liberal Party of Australia)

(3) 義務投票制

18歳以上のオーストラリア国民全員に対して投票は義務であり、合理的な理由がない場合は罰金が科せられます。

(4) 事前投票制度

国土が広大で投票を義務としていることから、投票を行う機会が十分に保障されなければならず、事前投票制度が充実しています。

投票日に投票に行くことができない人や遠方に住んでいる人（投票所から8キロ以上の場所）は、事前投票会場に行くか、郵便での投票を選ぶことができ、郵便投票では本人の申し込みに応じて自宅に届く投票用紙を返送することになります。

(5) 投票所

同じ州内であればどこの投票所でも投票を行うことができます（最寄りの投票所についてはウェブサイトで調べることができます）。下院の候補者は同じ州内でも選挙区が異なるので、全ての選挙区の投票用紙が用意されているようです。⁸ また、投票日前から投票日まで、病院や老人ホーム、刑務所、遠隔地などには移動投票所が設けられています。⁹

(6) 選挙事務

オーストラリア選挙管理委員会(AEC)¹⁰職員及び臨時の事務補助員（約70,000人）によって行われており、日本のように市区町村職員が従事することはできません。

⁸ 選挙区外の投票所で投票を行うことを、不在者投票（Absent Vote）という。また、選挙日当日に州外で投票を行う場合には、「Interstate Voting Centre」と呼ばれる特定の場所で投票を行わなければならない。これを州間投票（Interstate Vote）という。

⁹ Mobile Polling という。なお、懲役3年未満で服役中の者には選挙権が与えられるため、刑務所での投票が必要になる。

¹⁰ 「Australian Electoral Commission」連邦選挙と国民投票と選挙人名簿の管理を行う機関。1984年に連邦選挙法が改正され、独立した法定機関として設立された。

2 選挙が実施されるまで

では、選挙が実施されるまでにはどのような過程を経なければいけないのでしょうか？今回の連邦選挙を例にして見ていきましょう。

○8/4(日) 選挙の発表

ケビン・ラッド首相（当時）が、9月7日（土）に選挙を行うことを発表。発表当日、発表の前に連邦総督に対して選挙日程の助言を行っている。

○8/5(月) 国会の閉会及び下院の解散を宣言

連邦総督が8月5日(月)の午後5時29分から9月7日(土)まで国会を閉会し、8月5日(月)の午後5時30分に下院を解散することを宣言。この宣言の際には、以下の日程が定められていなければならない。（連邦選挙法第152条）

選挙人名簿への登録締切日、立候補届出の締切日、投票日、選挙結果の報告期限

○8/5(月) 選挙命令の発令

連邦総督によって選挙命令が発令される。この発令は、下院の任期満了又は解散から10日以内にされなければならず、発令された日の午後6時に発令されたものとみなされる。（連邦憲法第32条）¹¹

○8/12(月) 午後8時 選挙人名簿への登録締切

有権者はこの日時までに選挙人名簿への登録を各自済ませる必要がある（過去に投票を行ったことがあるなど登録済の有権者は手続き不要）。選挙命令のあった日から7日後に設定されなければならない。（連邦選挙法第155条）

○8/15(木) 正午 立候補届出の締切

選挙命令のあった日から10日目以降、27日以内の日に設定されなければならない、締切時刻は正午に設定されなければならない。（連邦選挙法第156条、175条）

○8/16(金) 正午 立候補者の公示

立候補届出の締切日の翌日正午に設定されなければならない。（連邦選挙法第175条）

○9/7(土) 投票日

立候補届出の締切日から23日目以降、31日目以内の土曜日に設定されなければならない。（連邦選挙法第157条、158条）

○11/13(月) 選挙報告締切日

選挙命令に対して、選挙結果を連邦総督（又は各州の総督）に報告しなければならず、その期限は選挙命令後100日以内となっている。（連邦選挙法第159条、283条、284条）

なお、今回の総選挙については即日大勢が判明し、9月19日にアボット氏が正式に首相に就任している。（9月29日時点で最終的な選挙結果は判明しておらず、もちろん選挙報告もされていない）。



図4 首相による選挙の発表
(出典:THE AUSTRALIAN)



図5 アボット党首の勝利宣言
(出典:Liberal Party of Australia)

¹¹ 州選出の上院議員に対する選挙命令は、各州の総督から発令される。（連邦憲法第11条）

それに対し、首都特別地域及び北部準州に対しては連邦総督から行われる。（連邦選挙法第151条）

○12/13(水) 次期国会の開会期限

総選挙後最初の国会は、選挙報告後 30 日以内に召集されなければならない。(連邦憲法第 5 条)

なお、今回の総選挙において上院は解散されておらず、半数改選の選挙を慣例的に下院総選挙と同日に行なうだけであって、今回改選の対象となった上院議員の任期は、2014 年 6 月 30 日まで残っています。

3 投票方法

1 の (1) の表のとおり、上院と下院では投票方法が異なります。具体的な投票方法をここでご紹介しましょう。

(1) 上院「単記移譲式投票制」

上院では、各選挙区から複数の当選者を選びます。有権者は、①政党を 1 つ選ぶか(図 6 の上段)、②全候補者に優先順位を付すか(図 6 の下段)のどちらかで投票しなければなりません。1 つの政党を選んだ場合は、予め各政党が決めた「Group Voting Ticket¹²」に従い、優先順位が付されることになります。

今回 NSW 州の候補者は 110 名でしたので、①好きな政党を 1 つ選び、その政党が決めた優先順位に従うか、②全候補者に 1 から 110 まで優先順位を付すか、どちらかの方法を選択することになります。

このように、民意を最大限反映する方法ですが、当選者を特定するまでが大変です。当選基準を超えた候補者の余剰票は 2 番目の優先順位が付された候補者に移譲されます。移譲により当選基準を超えた場合は次の順位の候補者に移譲され、当選者数が満たされるまで繰り返されます。

(2) 下院「優先順位付連記投票制」

図 7 にあるとおり、各候補者の氏名に優先順位を付します。全ての候補者に番号を記入しなくてはなりません。空白がある場合は、無効票になります。

得票が有効投票総数の過半かどうかがポイントとなり、候補者全員が過半数未満の場合は、いずれかの候補者が過半数を獲得するまで、票の獲得が最も少なかった者の票を順次再配分します。

(3) 当票の練習

このように、日本の選挙と比較して記入する項目が大変多くなっています。AEC では、ウェブ上で投票を[練習するページ](#)も設けられています。

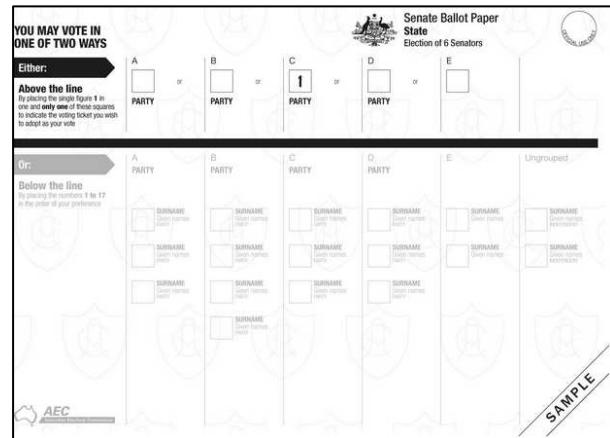


図 6 上院の投票用紙
(出典 : Australian Electoral Commission)



図 7 下院投票用紙
(出典 : AEC)

¹² 各政党が定めた全候補者に付した優先順位を表したもの。例えば 2013 年選挙に労働党が提出したチケットは「①労働党②緑の党③Senator OnLine (以下略)」の順で各政党に所属する候補者に優先順位が付けられている。1 つの政党を選んだ時点で、自動的に全候補者に優先順位を付けたことと同様となる。

(4) どのように投票したらよいか迷ったら
下院の投票の場合には、特定の支持者や
支持政党があったとしても全ての候補者
に順位をつけなければならぬので有権者
も大変です。しかし、投票所の前には各
候補の支援者が、どのように投票したらよ
いかを記載した紙(How-to-vote-card)
を配布してくれています。これは違反とな
る選挙活動ではなく、オーストラリア選挙
管理委員会も公式の選挙ガイドで「投票所
の外で、投票の仕方を教えてくれます。た
だし、それに従わなければならないとい
うことではないですよ」と記載しております。

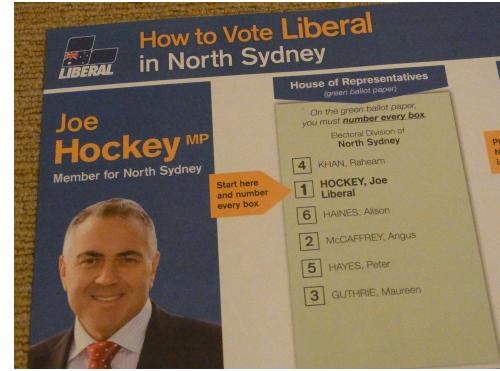


図 8 How-to-vote-card

4 多民族国家ならでは的一面

オーストラリアの人口のうち、約3割は海外生まれです。また、家庭で話される言語
の18.2%は英語以外となっています¹³。そのような背景もあり、選挙時に様々なところで多言語情報を見ることがで
きました。

(1) AEC のオフィシャルガイド (図9)

投票日の数週間前に、各戸へ配布されます。投票日時、
場所、投票会場での投票手順のほか、投票日に行けない
場合の事前投票制度など、写真とともにわかり易く説明
されています。

また、英語以外の言語を使用する市民向けに中国語や
ギリシャ語など 16 言語の電話ガイドが用意されている
ほか、ウェブサイトからも各言語に翻訳されたものがダ
ウンロードできるようになっています。

(2) 選挙当日の解説

前述のように、投票所前では各政党の支
援者がビラを配布しており(図1及び8)、
その中の1政党のビラの裏面には、英語を
含む 16 言語で投票の方法が解説されてい
ました(図10)。選挙事務には沢山の臨時
事務補助員を用いていますが、その中には、
先住民(アボリジニー及びトレス諸島民)
や文化的・言語的な多様性を持った有権者
の投票をサポートする職員が含まれていま
す。



図 9 ガイドライン



図 10 16 言語での解説

(平澤所長補佐：広島県派遣、迫田所長補佐：北海道鹿追町派遣)

¹³ 2011 年センサス結果による (Australian Bureau of Statistics)。